

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年2月24日(2005.2.24)

【公開番号】特開2003-75811(P2003-75811A)

【公開日】平成15年3月12日(2003.3.12)

【出願番号】特願2001-264655(P2001-264655)

【国際特許分類第7版】

G 02 F 1/1333

G 02 F 1/13

G 02 F 1/1339

G 09 F 9/00

【F I】

G 02 F 1/1333 5 0 0

G 02 F 1/13 1 0 1

G 02 F 1/1339 5 0 5

G 09 F 9/00 3 3 8

【手続補正書】

【提出日】平成16年3月25日(2004.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、該基板上に配置された電気光学物質とを有し、元基板を第1分割線及び第2分割線に沿って分割することにより前記基板が形成される電気光学装置の製造方法であって、前記第2分割線上であって前記元基板の第1面上に接着材を配置させる接着工程と、前記第1面と対向する前記元基板の第2面上に前記第1分割線及び前記第2分割線に沿って切り込みを形成する切り込み工程と、

前記元基板を前記第1分割線に沿って分割する第1分割工程と、

前記第1分割工程により分割された基板部分をさらに前記第2分割線に沿って分割する第2分割工程と、

を有することを特徴とする電気光学装置の製造方法。

【請求項2】

一対の基板と、該一対の基板間に配置された電気光学物質とを有し、元基板を第1分割線及び第2分割線に沿って分割することにより前記一対の基板のうち少なくとも一方の基板が形成される電気光学装置の製造方法であって、

前記第2分割線上であって前記元基板に対向して配置される対向基板に対向する前記元基板の第1面上に接着材を配置し、前記元基板と前記対向基板とを接着させる接着工程と、前記第1面と対向する前記元基板の第2面上に前記第1分割線及び前記第2分割線に沿って切り込みを形成する切り込み工程と、

前記元基板を前記第1分割線に沿って分割する第1分割工程と、

前記第1分割工程により分割された基板部分をさらに前記第2分割線に沿って分割する第2分割工程と、

を有することを特徴とする電気光学装置の製造方法。

【請求項3】

一対の基板と、該一対の基板間に配置された電気光学物質とを有し、一対の元基板を第1

分割線及び第2分割線に沿って分割することにより前記一対の基板が形成される電気光学装置の製造方法であって、

前記一対の元基板間であって前記第2分割線上の少なくとも一部に接着材を配置し、前記一対の元基板を接着させる接着工程と、

前記一対の元基板の前記接着材が接着される面の裏面に、前記第1分割線及び前記第2分割線に沿って切り込みを形成する切り込み工程と、

前記一対の元基板を前記第1分割線に沿って分割する第1分割工程と、

前記第1分割工程により分割された基板部分をさらに前記第2分割線に沿って分割する第2分割工程と、

を有することを特徴とする電気光学装置の製造方法。

【請求項4】

前記一対の元基板のうち一方の元基板のみが分割される前記第1分割線を有し、前記接着工程において、前記一対の元基板のうち一方のみが分割される前記第1分割線上に前記接着材は配置されないことを特徴とする請求項3に記載の電気光学装置の製造方法。

【請求項5】

前記一対の元基板のうち一方の元基板のみが分割される前記第1分割線と、この前記第1分割線に隣接し、前記一対の元基板のうち他方の元基板のみが分割される前記第1分割線とを有し、前記接着工程において、前記一方の元基板のみが分割される前記第1分割線から前記他方の元基板のみが分割される前記第1分割線までの領域に前記接着材は配置されないことを特徴とする請求項3に記載の電気光学装置の製造方法。

【請求項6】

基板と、

前記基板上に配置された電気光学物質と、

前記基板の縁部の少なくとも一部に配置された接着材と、

を有することを特徴とする電気光学装置。

【請求項7】

前記接着材は、前記縁部に離散的に配置されていることを特徴とする請求項6に記載の電気光学装置。

【請求項8】

前記接着材は、前記基板の2辺が交差する角部に配置されていることを特徴とする請求項6又は請求項7に記載の電気光学装置。

【請求項9】

前記接着材は、前記基板の縁部であって、前記基板の2辺が交差する角部に隣接する部位に配置されていることを特徴とする請求項6又は請求項7に記載の電気光学装置。

【請求項10】

前記接着材は、前記電気光学物質を封入するためのシール材と同素材で構成されていることを特徴とする請求項6乃至請求項9のいずれか1項に記載の電気光学装置。

【請求項11】

前記基板と対向して配置された対向基板を有し、前記接着材は、前記基板と前記対向基板との間に配置され、前記基板と前記対向基板とを接着していることを特徴とする請求項6乃至請求項10のいずれか1項に記載の電気光学装置。

【請求項12】

一対の基板と、

前記一対の基板間に配置された電気光学物質と、

相互に対向する前記一対の基板の端部の少なくとも一部に配置された接着材と、

を有することを特徴とする電気光学装置。

【請求項13】

請求項6乃至請求項12のいずれか1項に記載の電気光学装置と、該電気光学装置を制御する制御手段とを有することを特徴とする電子機器。